

年末年始の主な施設のお休み

スポーツ施設とごみ処理施設にある時間表記は、開場時間です。掲載施設以外は、ホームページなどをご確認ください。

ページ番号 1000017

施設名	月・日 (曜日)	12月									1月				
		23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	
		祝	振替	火	水	木	金	土	日	月	祝	水	木	金	
市役所・各支所	☎37-2111 (市役所代表)	休	休					休	休	休	休	休	休		
市立総合病院(外来)	☎38-5000	休	休					休	休	休	休	休	休		
磐田市急患センター	☎32-5267	休診日なし ※詳しくは24ページ夜間・休日急患診療をご覧ください													
あい i プラザ(総合健康福祉会館)	☎37-2000							休	休	休	休	休	休		
市民文化会館	☎35-6861						休	休	休	休	休	休	休	休	
文化振興センター	☎35-6861							休	休	休	休	休	休		
竜洋などの木会館	☎66-1111		休	休				休	休	休	休	休	休	休	
磐田市情報館(ららぽーと磐田内)	☎38-3974	休館日なし													
磐田市観光案内所	☎33-1222			休				休	休	休	休	休	休		
ワークピア磐田	☎36-8381							休	休	休	休	休	休		
交流センター(23施設)	☎各施設へ	休	休	休				休	休	休	休	休	休		
学習交流センター	☎37-4135							休	休	休	休	休	休		
市民活動センター「のっぽ」	☎36-1890	休	休					休	休	休	休	休	休		
多文化交流センター「こんにちは」	☎35-2512	休	休				休	休	休	休	休	休	休	休	
男女共同参画センター「ともりあ」	☎37-4811	休	休					休	休	休	休	休	休		
桶ヶ谷沼ビジターセンター	☎39-3022			休				休	休	休	休	休	休		
香りの博物館	☎36-8891			休				休	休	休	休	休			
新造形創造館	☎33-2380			休				休	休	休	休	休			
竜洋昆虫自然観察公園	☎66-9900					休	休	休	休	休					
渚の交流館	☎30-7091			休					休	休	休	休	休		
スポーツ施設	総合体育館	☎32-4236						※1 8:30~ 17:30	休	休	休	休	休	休	※1 8:30~ 17:30
	磐田温水プール	☎33-8855		休					休	休	休	休	休	休	
	福田屋内スポーツセンター	☎58-3131						休	休	休	休	休	休		
	スポーツ交流の里ゆめりあ球技場	☎38-4150						※1 8:30~ 17:00	休	休	休	休	休	休	※1 8:30~ 17:00
	竜洋海洋センター体育館	☎66-5580							休	休	休	休	休	休	
	竜洋リバーサイドテニスコート	☎66-7004							休	休	休	休	休	休	
	竜洋体育センター	☎59-3300			休				休	休	休	休	休	休	
	豊岡体育館	☎0539- 63-0036							※1 8:30~ 17:30	休	休	休	休	休	休
図書館	アミューズ豊田	☎36-3211							休	休	休	休	休	休	
	中央図書館	☎32-5254		休					休	休	休	休	休	休	
	福田図書館	☎58-3300		休					休	休	休	休	休	休	
	竜洋図書館	☎66-7788		休					休	休	休	休	休	休	
	豊岡図書館	☎0539-62-3210		休					休	休	休	休	休	休	
ひと・ほんの庭 にこっと	☎36-1711		休						休	休	休	休	休	休	
ごみ処理施設	クリーンセンター	☎35-3717	8:30~ 12:45	8:30~ 12:45					8:30~ 12:45	8:30~ 12:45	休	休	休	休	
	リサイクルステーション (クリーンセンター内)	☎37-4812	休	休					※2 8:30~ 12:45	※2 8:30~ 12:45	休	休	休	休	
	一般廃棄物最終処分場	☎38-3219	休	休					休	休	休	休	休	休	
	中遠広域粗大ごみ処理施設	☎37-4854	休	休					休	休	休	休	休	休	

※1 12/28・1/4の総合体育館、スポーツ交流の里ゆめりあ球技場、豊岡体育館は、窓口のみになります

※2 12/29・30のリサイクルステーションは厚生会館駐車場で行います。詳しくは18ページをご覧ください

※3 子育て支援センターは26ページをご覧ください

認知症や寝たきり予防にもつながる

ごえん 誤嚥性肺炎減らそう隊の講座を受けてみませんか



☎ 地域医療支援室（市立総合病院 2 階） ☎ 0538-38-5000 (代) FAX 0538-38-5549

日本人の3番目に多い死因

がん、心臓病に次ぐ3番目に多い死因が肺炎です。肺炎で亡くなる高齢者のうち、大半が誤嚥性肺炎で亡くなっています。

誤嚥性肺炎とは

普段は食道を通る食べ物や唾液などが、日常的に誤って肺や気管に入り、口の中の細菌が肺で繁殖して、炎症を起こしてしまいう病気で、胃液や胃の内容物が逆流しても起こります。

誤嚥性肺炎の原因

- 主な原因は次の2つです。
 - ◎筋力の低下などによる飲み込む機能の低下
 - ◎誤って気管に入った唾液などをせき込んで外に押し出す機能の低下
- これらによって、口の中に唾液がたまりやすくなります。口の中に細菌が繁殖していると唾液を通じて気管の中に細菌が多く侵入し、肺炎を起こしやすくなります。
- 体力低下や喫煙、ストレスやその他の病気などによって体の免疫力が低下することでも発症の可能性が高まります。

どのような症状か

主な症状は次の5つです。

- ◎ 高熱が出る
- ◎ 激しくせき込む
- ◎ 呼吸が苦しくなる
- ◎ 肺雑音がある
- ◎ 黄色く濃いたんが出る

病状が進んでも症状がはっきり見られないことがあります。「元気がない」「唾液や食べ物」なかなかに飲み込めない「食後に疲れてぐったりする」などの症状が見られる場合は、誤嚥性肺炎を疑いましょう。

誤嚥性肺炎は再発や重症化しやすく、悪化すると死のリスクがある恐ろしい病気です。

どうすれば予防できるか

- ① 口の中をきれいに保つ
 - ・ 毎食後、歯磨きをしましょう
 - ・ かかりつけの歯科医を持ちましょう
- ② バランス良く栄養摂取する
 - ・ 特に肉や魚などのたんぱく質が不足しないようにしましょう
- ③ 適切な運動する
 - ・ 全身の筋力低下は、飲み込む力などの機能低下につながります。運動をして筋力を保ちましょう

知識ヲ深メル

誤嚥性肺炎減らそう隊の予防講座

誤嚥性肺炎の予防の正しい知識をお伝えするために「誤嚥性肺炎減らそう隊」を結成し、交流センターなどで市民の皆さんに予防のための講座を開催しています。

誤嚥性肺炎減らそう隊の講座は、誤嚥性肺炎の予防だけでなく、認知症や寝たきりの予防にもつながります。講座はわかりやすいお話と動画を観ながら運動を行います。



▲平成28年度から市立総合病院とすずかけヘルスケアホスピタルの看護師、管理栄養士、理学療法士、歯科衛生士、言語聴覚士などの専門職と一緒に作り上げてきたプログラムです

誤嚥性肺炎予防の講座は、2つのコースがあります！

えんげとこうくうケア編

飲み込む力などを保つための体操や、口腔ケアのポイント

栄養と運動編

健康で生活するための栄養や運動のポイント

※講座の依頼は市立総合病院ホームページからお申し込みください

交流センター向け出前講座

検索

磐田市迷惑防止条例

ページ番号 1001485

快適で良好な生活環境の実現を目指そう

☎環境課（西庁舎1階） ☎ 0538-37-4874 FAX 0538-37-5565

こんなことがトラブルの原因に

騒音や悪臭を出さないようにしましょう

家庭からの騒音に関する相談には、音響機器からの大きな音や夜間の屋外での話し声などがあります。また、悪臭に関する相談には、排水溝へ出された汚水やバーベキューの臭いなどがあります。

自分の日常生活が、近隣の暮らしへ迷惑をかけている場合があります。もう一度、自身の生活を振り返ってみましょう。



土地や建物を清潔に保とう

草や樹木の繁茂などは周辺的生活環境を損なうだけでなく、不法投棄の誘発、火災や害虫の発生などにつながる恐れがあります。所有している土地や建物は定期的に確認し、適切に管理しましょう。



皆さんは、夜間の騒音や廃棄物の焼却行為などの迷惑行為をどう思いますか。
近頃では一般的なルールやマナーと考えられていることまで相談があります。その中には、迷惑行為がご近所トラブルへ発展しているケースもあります。

磐田市は、「迷惑防止条例」を平成27年4月1日に施行し、快適で良好な生活環境の実現を目指しています。
お互いを思いやり、誰もが住みやすい環境を一緒に築きましょう。

日々の生活を振り返ってみませんか

野焼きが引き起こす問題

○地球への問題

ダイオキシン類や塩化水素などが発生し、大気を汚染するなど自然環境へ深刻な影響を与えます。



○近隣への問題

焼却後に発生するススが飛散し、家屋や車の傷や汚れの原因になります。また、焼却物によっては臭いが発生し衣類や洗濯物、布団などに臭いが付いてしまいます。これらは、風に乗って広範囲にわたって問題を起す恐れがあります。



○行為者自身への問題

近隣の生活環境に迷惑をかけることで、ご近所トラブルの原因になります。また、焼却物が飛散した火災を引き起こす恐れもあります。



「子どもが喘息にならないか心配」「洗濯物に臭いがつく」「煙で目やのどが痛い」など、廃棄物の焼却による煙や悪臭に関する相談も後を絶ちません。
野焼きは悪臭や大気汚染の原因になります。農業を営むため

にやむを得ず行う野焼きなど（焼却禁止の例外）の場合でも近隣への配慮が必要です。
誰もが住みやすい環境を築くためにも、廃棄物の焼却はやめましょう。

野焼きはやめましょう

教育・保育の充実にご協力ください

保育士・幼稚園教諭などを募集します



問 幼稚園保育園課 (i プラザ 3 階) ☎ 0538-37-4858 FAX 0538-37-4631

職種	勤務時間	給与
保育士	パート 7:15～18:30の間で6.5～7.5時間勤務 (休憩1時間)	時給1,060円
	短時間パート 7:15～18:30の間で4～6時間勤務	時給1,000円
	嘱託 7:15～18:30の間で7.5時間勤務 (休憩1時間) 週5日勤務 ※土曜日勤務あり	月給160,000～226,000円(※)昇給あり (勤務成績により年6,000円アップ、賞与あり)
幼稚園教諭	パート 8:00～16:30 (休憩1時間)	時給1,060円
	短時間パート 9:00～16:30の間で4～6時間勤務	時給1,000円
	嘱託 8:00～16:30 (休憩1時間) 週5日勤務	月給160,000～226,000円(※)昇給あり (勤務成績により年6,000円アップ、賞与あり)
調理師	8:00～17:00 (休憩1時間)	時給 900円
事務員	8:00～16:30または8:30～17:00 (休憩1時間)	時給 880円

※平成20年4月以降に保育園・幼稚園・こども園などで保育士・幼稚園教諭などとして勤務経験がある場合、給与額の経験換算制度があります。一人担任の場合は、6,000円/月の加算があります

市では、保育士・幼稚園教諭などを募集しています。プランクのある方でも安心して勤務できるような、職場見学や体験も実施しています。来年4月から勤務希望の方や、まずは登録だけしたいという方もお気軽にお問い合わせください。

- ▼資格/保育士、幼稚園教諭、調理師は資格が必要
- ▼待遇/交通費支給、有給休暇あり、各種保険完備
- ▼勤務地/市内公立園 ※勤務地・勤務時間は応相談



▶▶ いわた保育のしごと応援サイト

▼申込/電話で幼稚園保育園課へ。または、「いわた保育の仕事応援サイト」から登録してください。

先輩のこえ

★こどもが小学生になったので、保育士の資格を生かそうと応募しました。最初は不安。でも、園児の笑顔と先生方に助けられて嬉しい毎日です。

Aさん (保育園)
臨時6時間勤務 (8時～14時)



◆保育士の資格は持っていたものの、実際の勤務経験はなかったので心配していましたが、複数で保育をするので安心。午後の時間を有効に使えています。

Bさん (保育園)
早番勤務 (7時15分～11時)



●勤務地や勤務時間の相談ができるので「ワーク・ライフ・バランス」を大切に無理のない働き方ができ、楽しいです。

Cさん (幼稚園)
臨時5時間勤務 (9時～14時)



静岡県 教育免許案内

検索

▼有効期限の確認方法
静岡県公式ホームページ「静岡県教育免許案内」をご覧ください。

保育士 登録

検索

▼「保育士登録の手引き」の取り寄せ方法
登録事務処理センターへ
電話(☎03-3262-1080)または同センターのホームページから登録申請手続きをしてください。

○幼稚園教諭免許をお持ちの方
平成21年4月から教育免許更新制度が導入され、10年に1回、大学などが開設する免許更新講習を受講・修了し、免許状の有効期限を更新することが必要になりました。

○保育士資格をお持ちの方
平成15年11月の児童福祉法改正により、保育士登録申請が必要となりました。都道府県知事の委託を受け、全国の保育士の登録を行う「登録事務処理センター」から「保育士登録の手引き」を取り寄せ、手続きを行ってください。

自分らしい生き方とは

磐田市の地域包括ケアを考える講演会

「地域包括ケアシステム」って？

2040年頃までには後期高齢者（75歳以上）の人口が現在より増加し、医療や介護に対する需要がますます高まると予想されます。

このような状況の中で、「いつまでも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける」ためにはどうしたら良いか。個人、家族、地域、医療や介護などの専門的なサービス、行政が互いに連携し、地域全体で高齢者を支え合う体制を築いていく必要があります。

自分らしい生き方の先にある、人生の最期

人は、いつかどこかで、その「いのち」を閉じる時がきます。あなたは、あなた自身の人生の「最期」をイメージしたことがありますか？あなた自身はどのように「その時」を迎えたいですか？ご家族はどう支えたいでしょうか？「自分らしい生

健康増進課（iプラザ3階）

TEL 0538-3712011
FAX 0538-3514586

「何をしたいのか」。この機会に考えてみませんか？



みんなでつくる「磐田市の地域包括ケア」を考える
家で死ぬ、ということ～家での看取りは怖くない～

とき／2月16日(土) 午後1時30分～3時30分

ところ／市民文化会館

講師／金子 稚子 氏

終活ジャーナリスト

ライフ・ターミナル・ネットワーク代表

定員／先着1,500人

参加費／無料

申込／2月8日(金)までに、直接または電話、FAX、申込専用フォーム（右記2次元バーコード）で健康増進課へ
※当日は、手話通訳・要約筆記通訳がつきます



健康で自分らしい生き方のために
ラストチャンス！ 特定健診 を追加実施

健康増進課（iプラザ3階）

TEL 0538-3712011
FAX 0538-3514586

対象

- ①平成30年4月1日時点から現在まで 国民健康保険に加入されている方
- ②平成31年3月31日時点の年齢が40～74歳の方

検査費用

・特定健診 1700円

【追加可能な診断】

- ・結核・肺がん検診 無料
- ・大腸がん検診 500円
- ・前立腺がん検診（50歳以上の男性） 1500円
- ・腹部エコー検査 3800円
- ・肝炎ウイルス検査 1100円

※今まで肝炎ウイルス検査を受けていない方

申込

1月9日(水)～18日(金)午前9時～午後5時（日曜日を除く）に受診希望日・時間を確認の上、電話で静岡県予防医学協会コールセンター（0120-1489-1156）へ

持ち物

国民健康保険被保険者証、受診票、検査費用

※肝炎無料クーポンをお持ちの方は、利用できますので忘れずにお持ちください

健診日程

と	き	健診時間
2月	5日(火)	①～⑤の中で希望時間を選んでお申し込みください ① 8:30～ ② 9:00～ ③ 9:30～ ④ 10:00～ ⑤ 10:30～ ※各日100人まで
	6日(水)	
	7日(木)	
	8日(金)	
	9日(土)	
	12日(火)	
	13日(水)	
	14日(木)	
	15日(金)	
16日(土)		

iプラザ（受付は1階ロビー）

クックパッドに磐田市公式キッチンがオープン 「イワタノゴハン」を作りませんか

☎ 広報広聴・シティプロモーション課（本庁舎2階）

TEL 0538-374827
FAX 0538-3213946

特産品などを使用したレシピを通じて磐田市の魅力をPRするため、レシピ投稿サイト「クックパッド」に磐田市公式キッチン「イワタノゴハン」をオープンしました。

地元の食材を使った料理に興味のある方、新しいメニューに挑戦したい方、今日の献立に悩んでいる方。献立の一品にぜひご活用ください。

どんなレシピが載っているの？

- ・海老芋やシラスなど磐田市の特産品を使ったレシピ
- ・いわた食育キッチンが考案した旬の食材を使ったレシピ
- ・市内高校生によるアイデアレシピ
- ・市内保育園や小・中学校の食育推進給食レシピ など

「つくれば」募集しています

「つくれば」とは、クックパッド上で掲載されたレシピを実際につくった方が、完成料理を報告することです。ぜひ磐田市公式キッチンのレシピを実際に作って、「つくれば」を投稿してください。皆さんの「つくれば」お待ちしております。



公式キッチンの初回レシピの考案やロゴの制作に、磐田西高校家庭部の皆さんにご協力いただきました。ぜひレシピをご覧ください。



クックパッドでレシピ公開中

クックパッド 磐田市



検索

STOP消費者被害！ 消費生活講座を利用してみませんか

☎ 市民相談センター（本庁舎1階）

TEL 0538-374746
FAX 0538-3912262

磐田市消費生活センターでは、悪質商法や契約トラブルなどの被害を未然に防ぐために、最近の相談事例を交えながら、手口や対処法などを説明します。老人クラブやPTAの集まり、企業の新入社員向け研修などにご利用ください。

講座テーマ例

- ・高齢者・若者を狙う悪質商法
- ・ケータイやスマホのトラブル
- ・なりすまし詐欺の手口と対策
- ・悪質商法から守る見守りポイント
- ・よくわかる契約Q&A
- ・食品の安全性と消費者が注意するポイント

とき

原則 月・水・金曜日（祝日除く）
午前9時半～午後4時。1回1時間程度（短い時間でも対応しますので、ご相談ください）

ところ

市内であれば、指定された場所へ出向きます。会場にお困りの場合は、ご相談ください。

対象団体

市内の老人クラブ、自治会、学校、PTA、企業、サークルなどの団体

費用

無料

申し込み

直接または電話で市民相談センターへ

実際にあった相談事例

相談…「消費料金の訴訟最終告知」ハガキが届いた。明日までに法務省へ電話するようにと記載してあるが、身に覚えがない。

回答…公的機関を装い電話させ、巧みな会話で金銭を要求します。絶対に電話をしてはいけません。電話してしまうと、支払いを要求されます。

相談…無料で点検すると、事業者が訪問してきた。点検後、このままだと雨漏りするかもしれないと言われ、その場で契約してしまっただが、高額なためキャンセルしたい。

回答…点検商法の手口です。法定書面と言われる契約書受領日を含め8日以内なら、クーリング・オフが可能です。8日を過ぎてもクーリング・オフや取り消しができる場合があります。

予算の執行状況

() 内は執行率

会計名	予算額	収入済額	支出済額
一般会計	651億3,100万円	270億7,095万円 (41.6%)	273億6,395万円 (42.0%)
特別会計 (国民健康保険・介護保険など)	372億4,097万円	142億2,761万円 (38.2%)	136億4,320万円 (36.6%)
公営企業会計 (水道事業・病院事業)	239億 485万円	101億8,331万円 (46.0%)	83億8,036万円 (35.1%)

市では、市民の皆さんに市の財政状況がどのようになっていくかを条例に基づき年2回公表しています。今回は、平成30年度上半期(平成30年9月30日現在)の予算執行状況をお知らせします。

市の財産状況

※基金とは、条例に基づいて積み立てた市の貯金のことです

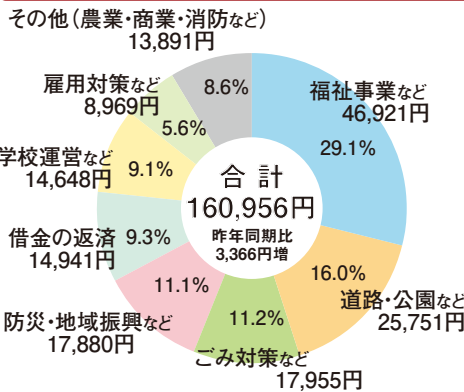
区分	現在高
土地	528万4,159㎡
建物	53万7,339㎡
基金*	178億5,913万円
有価証券	8億8,538万円

種類	現在高
一般会計	485億4,711万円
特別会計	336億2,474万円
公営企業会計	185億3,655万円
一時借入金	0円

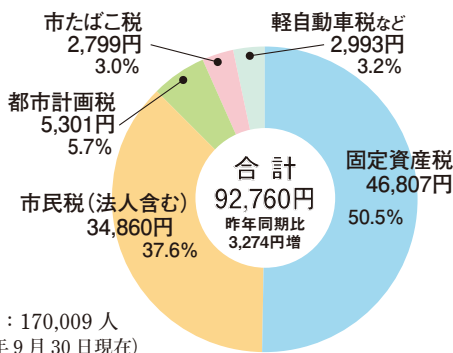
市有財産

地方債・一時借入金
金の現在高

一人当たりに使われた金額 (一般会計)



一人当たりの市税負担額 (一般会計)



◎人口：170,009人
(平成30年9月30日現在)

市の財政状況
平成30年度予算執行状況

問 財政課 (本庁舎4階)

TEL 0538-374883
FAX 0538-374876

固定資産税に係る届け出をお忘れなく

問 市税課 (本庁舎1階)

TEL 0538-374809
FAX 0538-337715

償却資産 (事業用資産) をお持ちの方

毎年1月1日現在でお持ちの償却資産を市へ申告する必要があります。

◆申告期限 / 1月31日(木)

◆償却資産の例 / ①農業用のビニールハウス、温室 (ガラスで覆われていないもの)、井戸、ボイラー、配管など ②アパートなど共同住宅駐車場の舗装、外構、駐輪場、フェンスなど ③事業用の簡易建物・物置など ④事業用や営業用の資機材 ⑤太陽光発電設備

◆申告書 / 市税課へ連絡して取り寄せるか、市ホームページからダウンロードできます。

ガラス温室をお持ちの方

ガラス温室は、家屋として固定資産税の対象となります。所有の温室に対して課税がある場合には、12月中に温室台帳を郵送します。記載内容と現況に相違がある場合は、変更内容を記載の上、1月9日(水)までに返送してください。

(1) ガラス温室を新築した場合

所有者の方と日程調整をした上で、市税課職員が調査に伺います。

※調査の際は所有者の方の立ち会いをお願いします (時間は30分程度)

(2) ガラス温室を取り壊した場合

市税課職員が、取り壊したガラス温室の現地確認を行います。

※道路から確認できる場合は敷地に立ち入りません。立ち会いは不要です

土地の利用状況を変更した方

土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の利用状況で課税されます。登記上は山林や農地でも、現況が資材置場や駐車場の場合は、課税地目が「雑種地」となり税額は大きく変わります。

市では実地調査を行うなど、適正な課税に努めています。利用状況を変更した方は市税課へご連絡ください。なお、農地の転用には許可などが必要。詳しくは、農林水産課 (☎374813) へお問い合わせください。

家屋の新築や増築、取り壊しをした方 (市税課職員が未訪問の方)

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在にある家屋を対象として課税しています。家屋の新築や増築、取り壊しをした方は市税課へご連絡ください。

※平成30年中に家屋を取り壊した方は、市税課または法務局へ届け出をしてください。届け出を忘れると、平成31年度も引き続き課税される場合がありますのでご注意ください